

本県の学校における食育推進状況

～平成29・30年度 各校における「食に関する指導」実施状況調査結果の比較～

群馬県教育委員会健康体育課

I 調査目的

「学校における食育」については、その推進が学習指導要領に明記され、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされている。

そこで、今年度における各校の食に関する指導実施状況（予定も含む）を調査し、食育推進の現状と課題を把握することを通じて、今後の施策展開の参考とするものである。

II 調査対象

県内公立小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校

	平成29年度	平成30年度
公立小学校	306校	306校
公立中学校	162校	162校
公立特別支援学校	17校	17校
計	485校	485校

III 回答者

各校において食育を推進する上で中核となっている方

IV 調査期間

平成29年度：平成29年11月27日（月）～12月15日（金）

平成30年度：平成30年11月19日（月）～12月10日（月）

V 調査事項

- 1 食育推進体制の整備について
- 2 食に関する指導について
- 3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画について
- 4 食に関する個別指導について
- 5 食育教材等の活用について
- 6 家庭・地域との連携について

VI 調査方法

群馬県総合教育センターWeb 内の調査回答入力フォームに各校が入力する

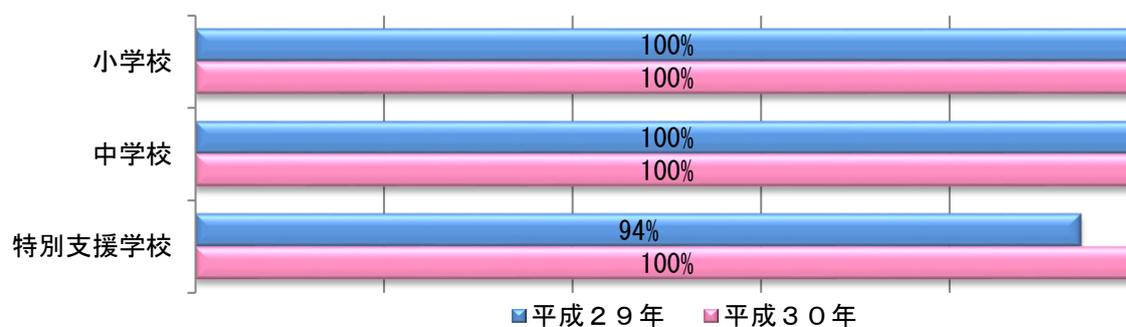
1 食育推進体制の整備

(1) 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付け



- 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付けは、小学校、中学校、特別支援学校において100%となっている。食育の推進を専門に担う組織・委員会を校務分掌に位置付けている学校や、既存の組織（学校保健委員会や健康教育推進委員会）が食育の推進も担うこととして校務分掌に位置付けている学校など、各校の実態に応じて組織・委員会が設置されている。

(2) 食育の推進を中心となって担う教員の校務分掌への位置付け



- 食育の推進を中心となって担う教員（食育推進担当）の校務分掌への位置付けは、小学校・中学校において100%となっており、新設された特別支援学校においても、位置付けが進み、平成30年度に100%となった。
- 食育推進担当の役割としては、以下のことが期待される。
- ・食に関する指導の全体計画及び学年別年間指導計画の作成・見直しに関すること
 - ・教職員の連携・調整に関すること
 - ・家庭や地域社会との連携・調整に関すること
 - ・教科等における食に関する指導と給食の時間の食に関する指導の関連付けに関すること
 - ・「食」に関する情報提供や情報交換に関すること

2 食に関する指導

(1) 食に関する指導の実施



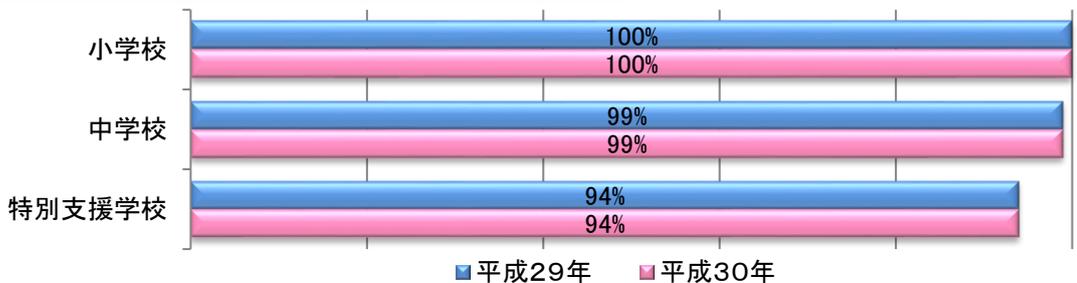
○ 食に関する指導は、平成23年度以降、県内全ての学校で実施されている。

(2) 食に関する指導の全体計画の作成

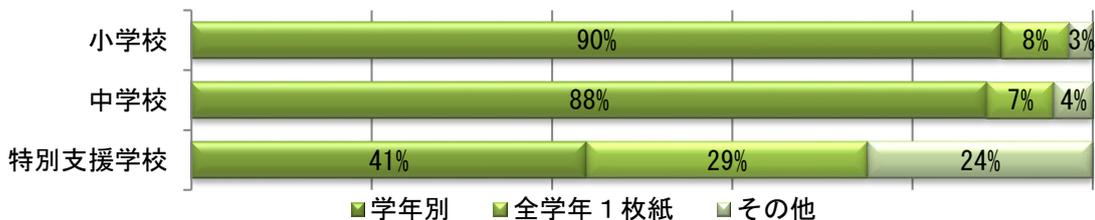


○ 食に関する指導の全体計画は、すべての小学校・中学校・特別支援学校において作成されている。

(3) 食に関する指導の年間指導計画の作成

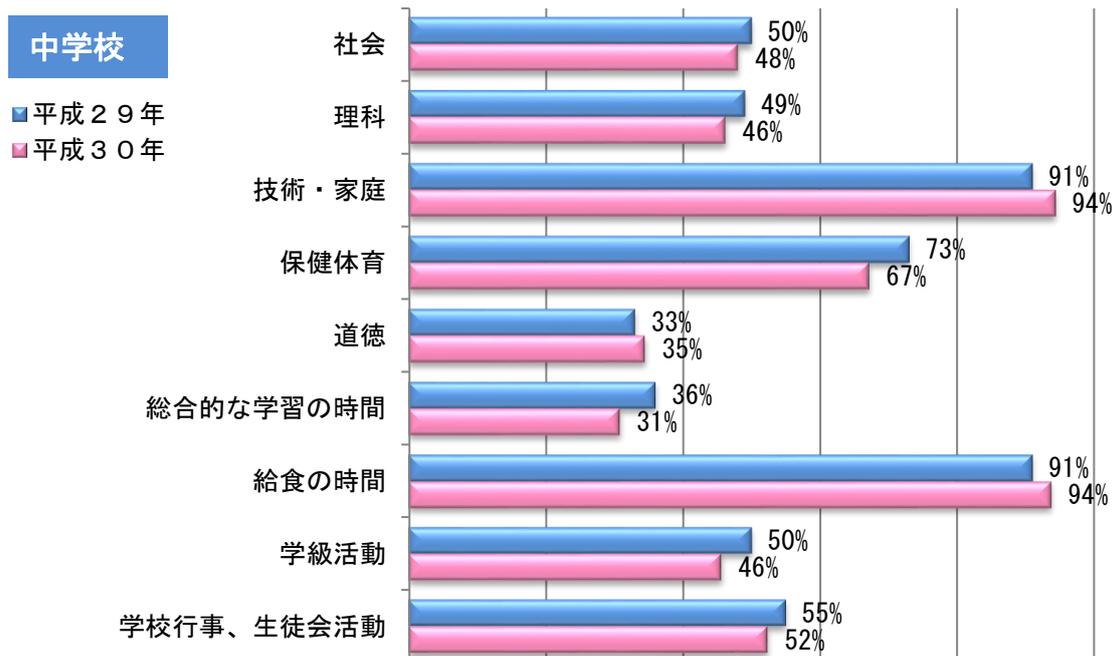
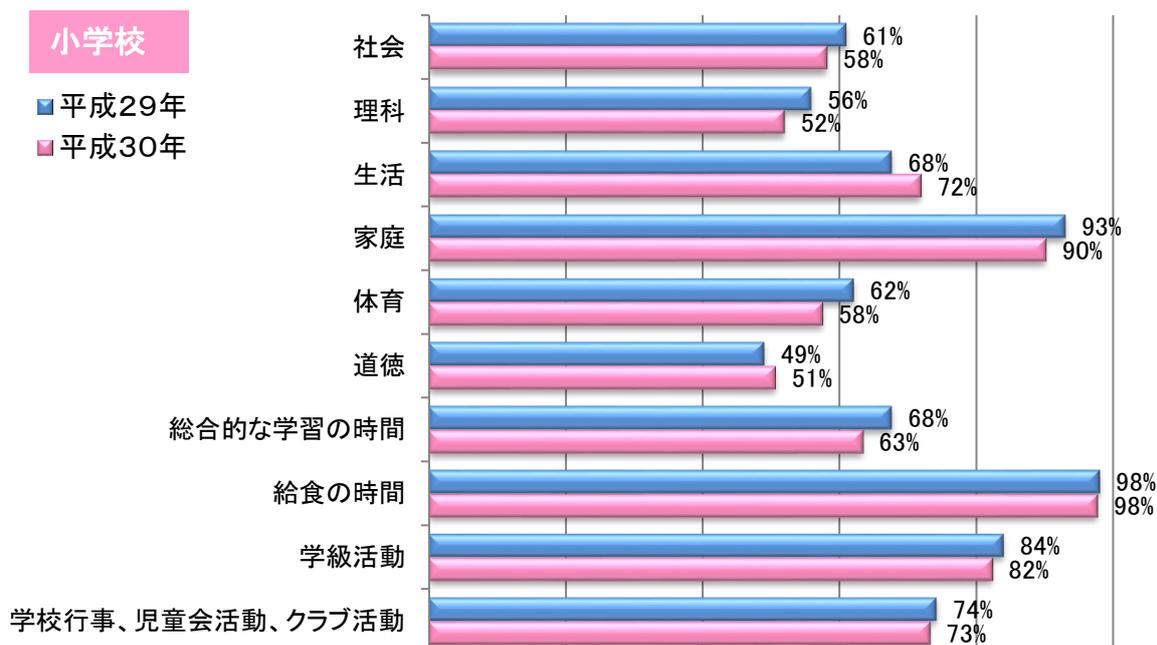


(参考) 年間指導計画の様式とその作成率 (平成30年度)



○ 年間指導計画の様式は、「学年別」が年々増加している。群馬県食育推進計画（第3次）（ぐんま食育こころプラン）では、「食に関する指導の学年別年間指導計画を作成し推進している小学校・中学校の割合を平成31年度までに100%にする」ことを目標として掲げている。関連教科等における食に関する指導場面が明確にされた「学年別年間指導計画」を活用し、食育の視点を意識した指導を実施することが重要である。

(4) 教科等における食に関する指導の実施状況

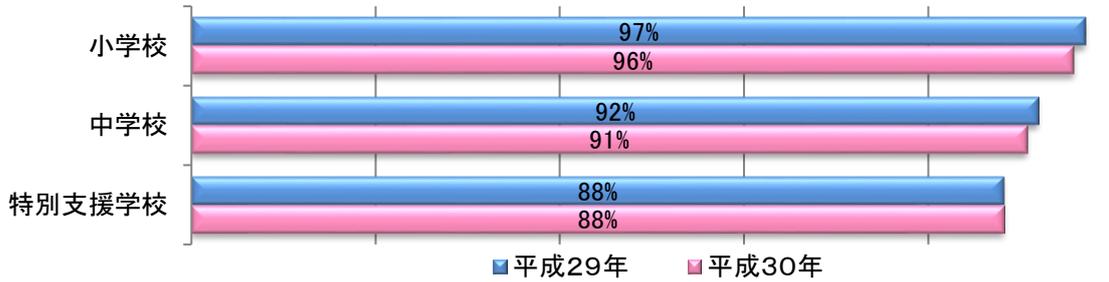


○ 学習指導要領では、食育を中心的に推進する教科等として、体育（保健体育）、家庭（技術・家庭）、特別活動が挙げられている。また、関連する教科等においても、各教科等の目標を達成する観点から食に関する内容や教材を扱い、食育の視点を明確にした指導を行うことで教育活動全体を通じて食育を推進するとしている。

各校における全体計画及び年間指導計画の作成率がほぼ100%となっている現在、計画で示した事項について、年度当初に教職員全体で共通理解を図り、教科等の授業の中で食に関する指導を意図的・計画的に実施していくことが大切である。

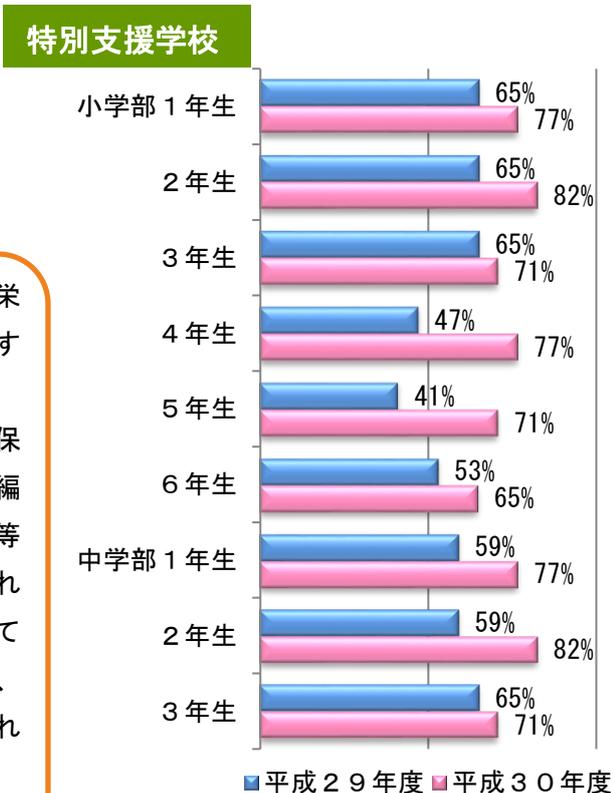
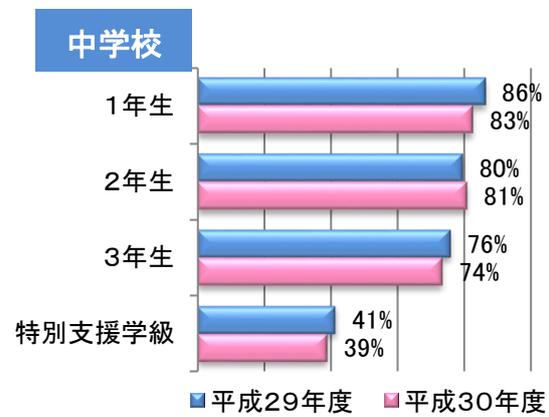
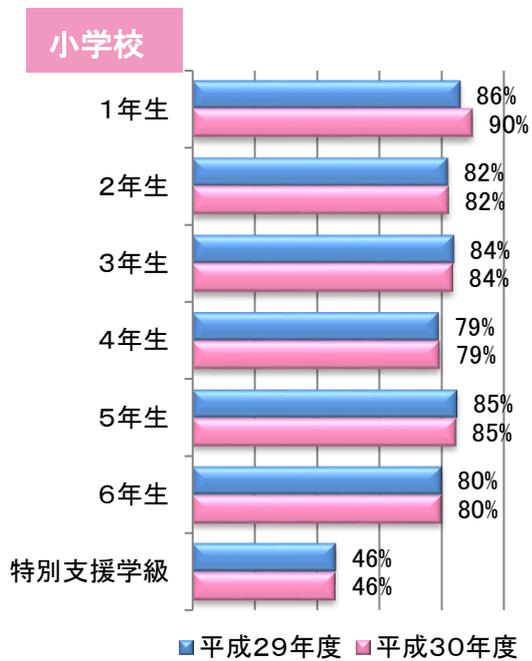
3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画

(1) 栄養教諭・学校栄養職員の活用



○ 栄養教諭・学校栄養職員を活用した割合は、高い割合となっている。

(2) 各学年等における栄養教諭・学校栄養職員の活用

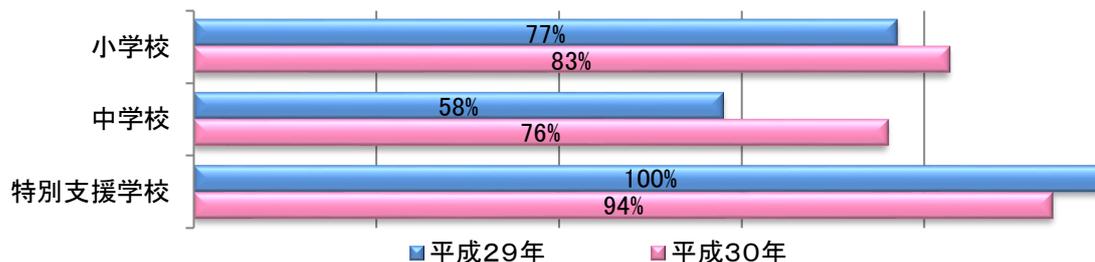


○ 今年度は特に特別支援学校において、栄養教諭・学校栄養職員を活用した食に関する指導の実施割合が大きく増加した。

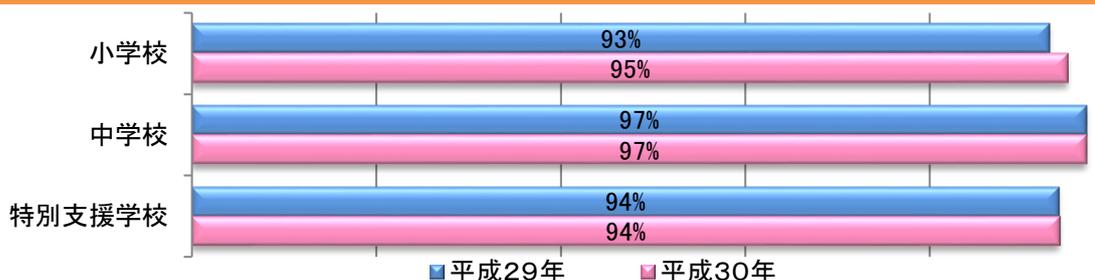
○ 小・中学校学習指導要領解説の体育（保健体育）、家庭（技術・家庭）、特別活動編においては、食に関する指導を栄養教諭等と連携・協力して取り組むことが記述されている。特に家庭（技術・家庭）については、平成29年の改訂で新たに加えられ、今後さらに栄養教諭の授業参画が推進されることが期待できる。

4 食に関する個別指導

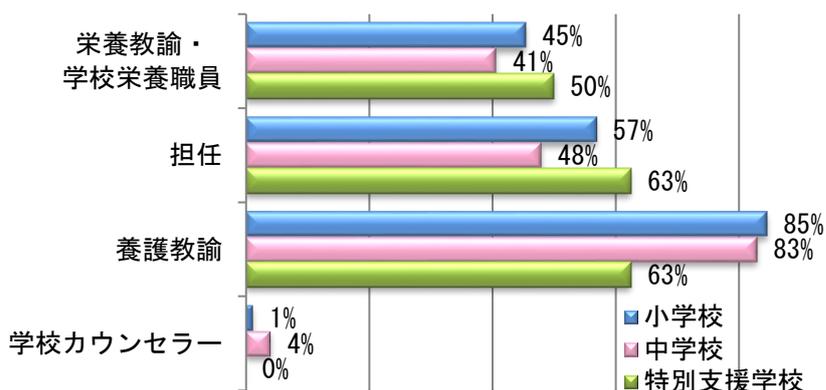
(1) 食に関する個別指導を実施する必要があると考えられる児童生徒がいた学校の割合



(2) 上記(1)の児童生徒に対して、個別指導を実施した学校の割合

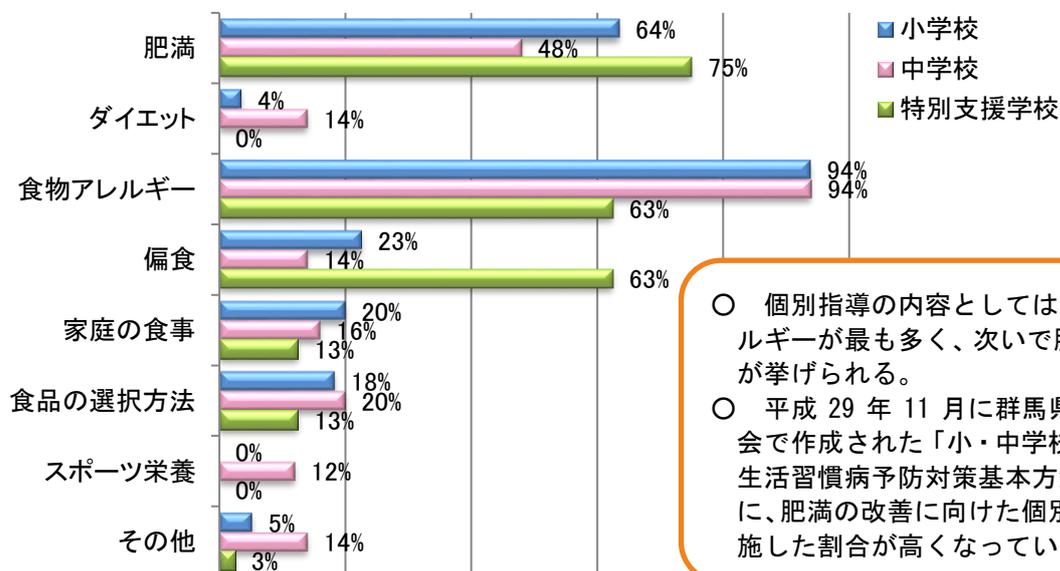


(3) 上記(1)の児童生徒に対して、個別指導にあたった教職員の内訳(平成30年度)



○ 食に関する課題を有する児童生徒に対しては、校内において指導体制を整備し、全教職員が共通理解のもと、保護者と連携して、個別の事情に応じた対応や相談指導を行うことが大切である。

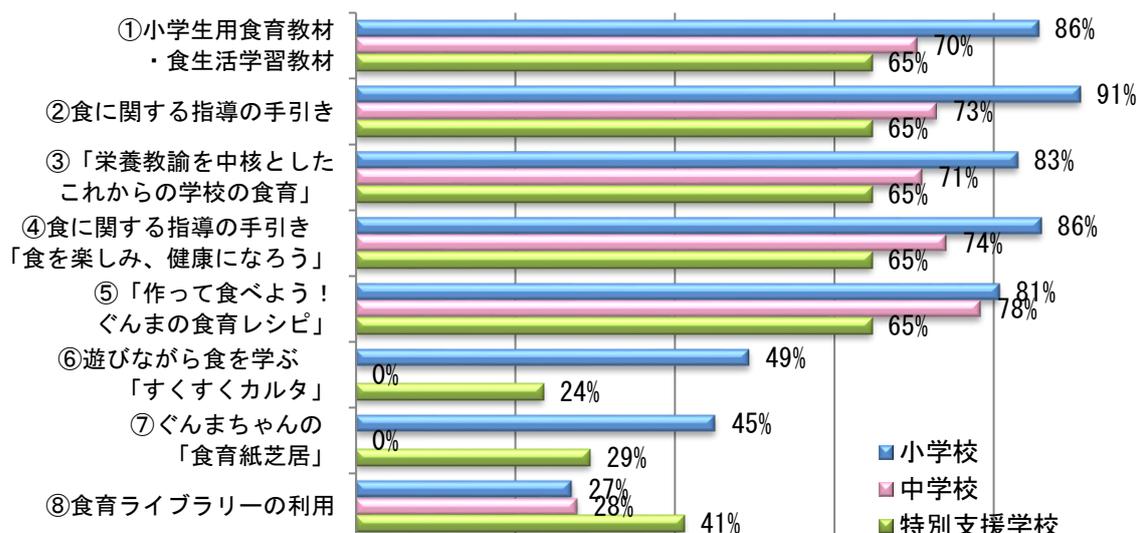
(4) 上記(3)における、栄養教諭・学校栄養職員による食に関する個別指導の内容



○ 個別指導の内容としては、食物アレルギーが最も多く、次いで肥満、偏食が挙げられる。
○ 平成29年11月に群馬県教育委員会で作成された「小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針」をもとに、肥満の改善に向けた個別指導を実施した割合が高くなっている。

5 食育教材等の活用（平成30年度）

（1）食育に関する教材や施設等を活用したことがある学校の割合



① 小学生用食育教材・食生活学習教材（文部科学省）



文部科学省が作成している食育冊子。小学生用食育教材は平成28年2月に配付され、食事の重要性や望ましい生活習慣の必要性について、各教科・領域や給食の時間の中で効果的に学習できるよう工夫されている。食生活学習教材（中学生用）は平成21年3月に作成され、文部科学省のHPに掲載されている。指導者用もある。

② 食に関する指導の手引—第一次改訂版—（文部科学省）



学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等及び給食における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法等について記載した手引書。学習指導要領の改訂を踏まえて平成30年度中に改訂される予定。

③ 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（文部科学省）



これからの学校の中で栄養教諭を中核として食育を推進する際の一連の取組を「計画」「実践」「評価」「改善」のPDCAサイクルに基づいて明確に示した冊子。栄養教諭をはじめ管理職、学級担任など全教職員を対象に平成29年5月に作成された。

④ 食に関する指導の手引き「食を楽しみ、健康になろう」（群馬県教育委員会）



小・中学校の9カ年を見通した継続的・系統的な食育を目指し、食に関する指導の全体計画、年間計画、学級活動の時間における指導事例を体系的に示した手引書。平成17、18年に各校の担任、養護教諭、学校栄養職員に配布。CD-ROM版は各校に配付。

⑤ 「作って食べよう！ぐんまの食育レシピ」（群馬県教育委員会・群馬県）



子どもたちの家庭における調理実践を促すために、日頃慣れ親しんでいる学校給食の中から、生産量が全国10位以内に入る地場産物を使用し、かつ、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科で学習した知識や技能を活用できる99種類のレシピを掲載。

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=732

⑥ 遊びながら食を学ぶ「すくすくカルタ」 ⑦ ぐんまちゃんの「食育紙芝居」



子どもが遊びながら、食についての知識を学ぶことができる教材。掲示資料としての活用も可能。



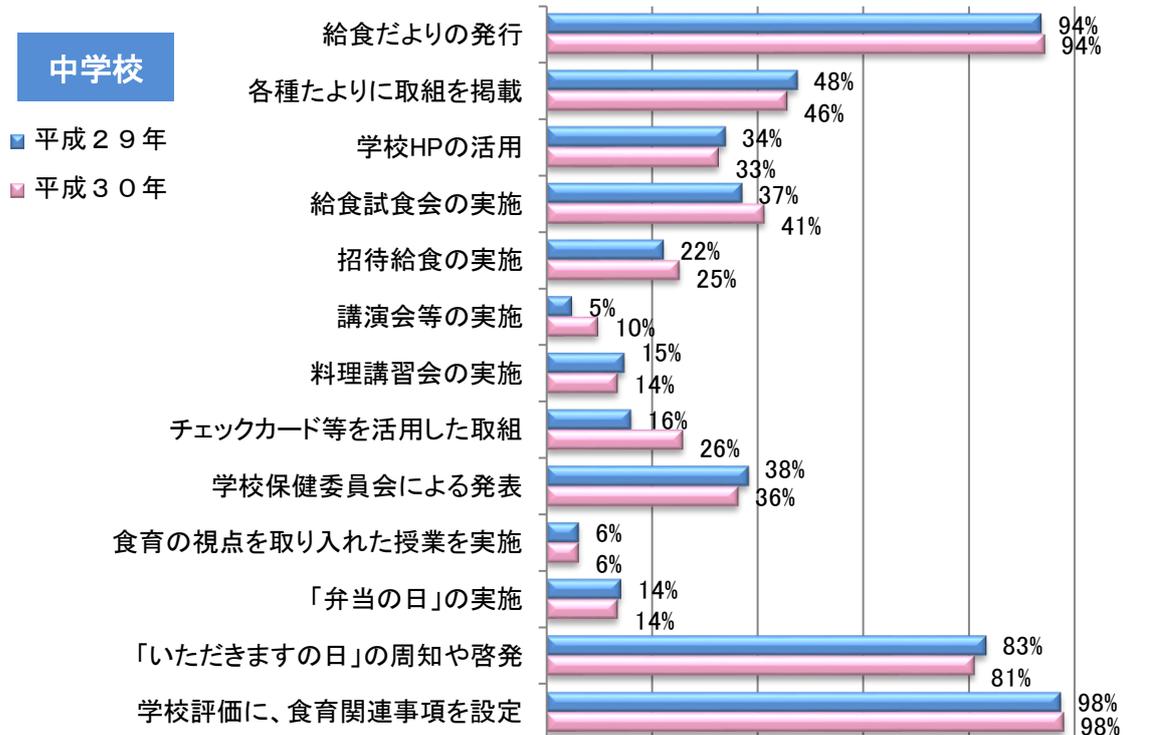
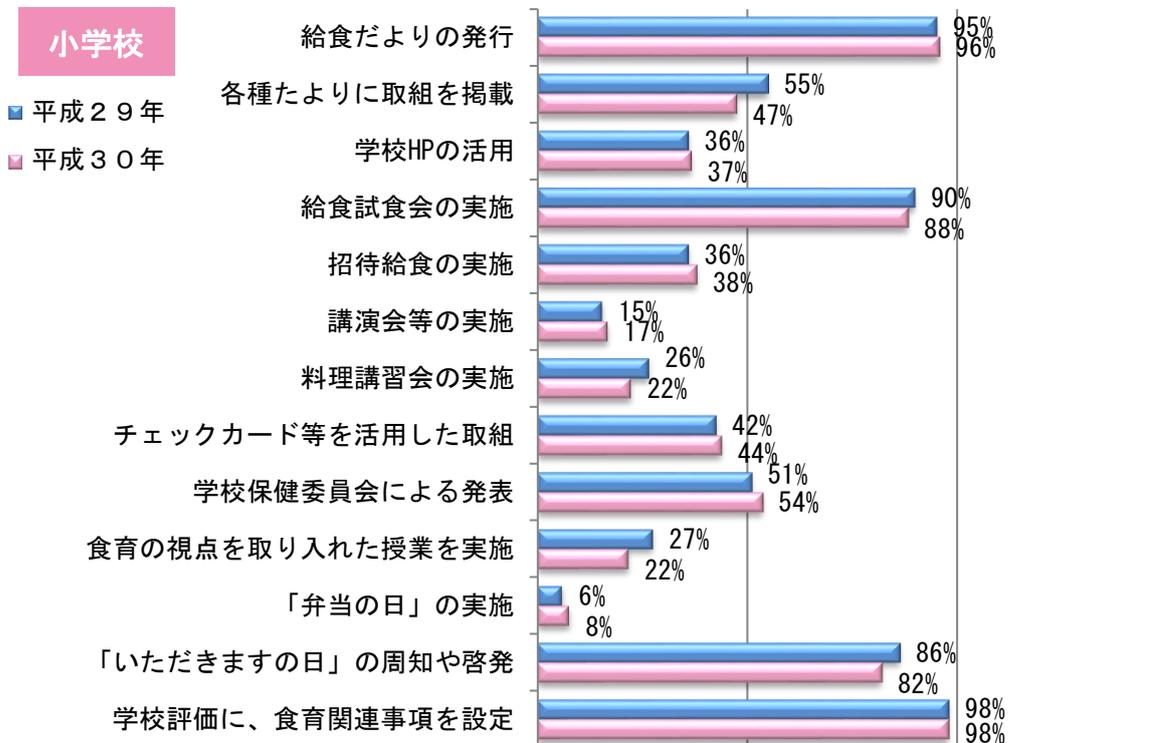
「食事のマナー」「農業理解」「栄養」「朝ごはん」の4話を収録。読み進めながら食育について学ぶことができる。

⑧ 食育ライブラリー

平成24年度から県内50箇所(35市町村44施設、保健福祉事務所、総合教育センター)に特設された食育コーナー。食育教材や関連書籍の展示や貸出し、情報発信を行っている。「すくすくカルタ」や「食育紙芝居」も、貸し出している。設置箇所については群馬県HP参照 <http://www.pref.gunma.jp/05/d6200127.html>

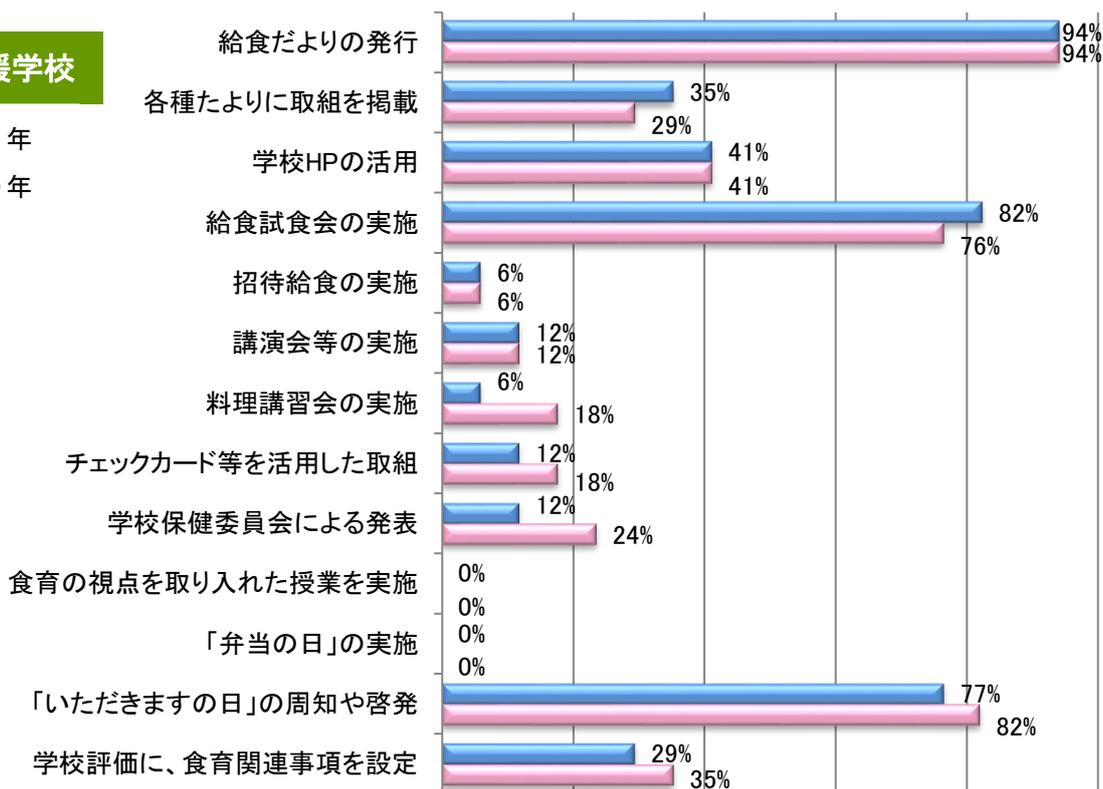
6 家庭・地域社会との連携

(1) 家庭や地域との連携に向けた取組の実施



特別支援学校

- 平成29年
- 平成30年



- ほとんどの小学校・中学校で、学校評価に食育関連項目を設定している。

学校評価における食育に関連した調査項目（朝食摂取等）は、家庭の教育力を高める要素をもつものである。結果の検証・評価により教職員と保護者が共通理解し、連携・協力した取組を実施することによりさらなる食育の充実が期待できる。

- 群馬県が提唱している毎月19日は「いただきますの日」は、国の第3次食育推進基本計画（農林水産省）の食育推進の目標である「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数を増やす」「地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす」とも相通じるものである。本取組については、各市町村、学校、地域が連携して取り組んでいただいているところであるが、今後ともその取組を充実、発展させていくことが期待される。



- 社会環境や食生活が大きく変化する中で、学校は家庭や地域と連携し、食育に対する理解が進み、子どもに対する食育の取組が行われるよう、積極的に情報発信及び啓発等の働きかけを行うことが大切である。

参照：第3次食育推進基本計画（農林水産省）<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/refer.html>

参照：毎月19日は「いただきますの日」の推進 群馬県

http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00003177.html